平成19年3月23日付け付議第1号事件

平成19年5月16日付け付議第2号事件

平成19年7月11日付け付議第3号事件

平成19年9月12日付け付議第4号事件

平成19年11月14日付け付議第22号事件

平成19年12月12日付け付議第23号事件

平成20年3月12日付け付議3号事件

平成20年5月21日付け付議4号事件

平成20年7月9日付け付議6号事件

準備書面(9)

2009(平成21)年1月20日 (次回期日1月28日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只野 靖

同 村上一也

異議申立人らの主張の補充

本書面では、我が国における短波帯 PLC の実用化に関する経緯を振り返り、2002 年の時点では「現在開発されているモデム及び現在の電力線の状況では、電力線搬送通信設備が航空管制や短波放送等の無線通信に対する有害な混信源となり得ることから、使用周波数帯を拡大することは困難」であるとして導入が見送られたにもかかわらず、その後、短波帯 PLC が、慎重な検討や実測による検証も行われず、妨害を受ける側やパブリックコメントにおける 1000 件以上の反対をも無視し、異常な手続きによって強権的に導入されたものであることを論証する。

(1) 長波帯電力線搬送通信

電力線通信とは,電力線に無線周波数信号を重畳し,情報通信を行うものである。その歴史は古く,戦前から送電線を利用した音声通信等で利用されてきた。また一般民生用でも,インターホーンや制御通信等で,実用化・市販されているシステムもいくつか存在する。しかし無線通信システムや通信用ケーブルを用いた有線通信システムと比較すると,電力線通信システムは大きな成功を収めているとは言い難い。通信ケーブルの敷設や無線システムの利用ができない場合の「やむを得ない」通信手段であると見なされてきた(甲108片山正昭「計測と制御 Vol. 44, No. 6, pp. 378-383, 2005 年 6月」)。この長波帯電力線搬送通信が利用する周波数帯域は,無線通信への影響を避けるため,10kHz から 450kHz とされていた。長波帯電力線搬送通信では,電力線内の雑音が高かったため,高速でも数メガビット毎秒(Mbps,メガ = 100 万)の速度を出すことがせいぜいであった。

(2) インターネットの普及と短波帯電力線搬送通信

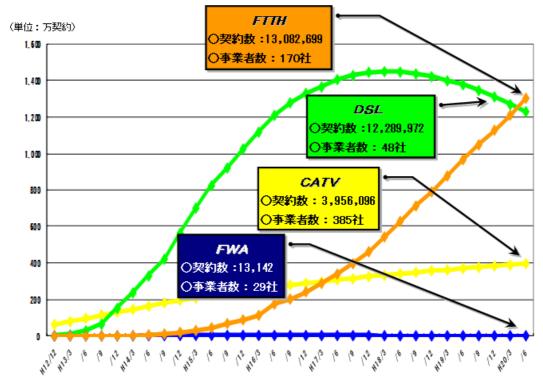
日本におけるブロードバンドインターネット通信は、近年、急速に発展してきた。

インターネットは,1960年代に米国国防総省による計算機間通信システムとして開発され,その後大学などの学術機関が保有する計算機間を接続する情報通信システムとして発展し,1988年に商用開放されたものである。1990年代から2000年代初頭の商用インターネット接続は,電話線を介したいわゆるダイヤルアップ接続が中心であり,50キロビット毎秒(kbps,キロ = 1000)程度の低速接続で行われていたため,やりとりされる情報は文字ベースのメールやニュースが主体であった。

しかし,1992 年に文字だけではなく画像も扱える画期的なウェブブラウザである Mosaic が開発されてから事態が急変した。ウェブブラウザはより高機能化し,画像だけではなく音声やビデオクリップも扱えるようになった。平行して電子メールでも,文字だけではなく画像,音声ファイル,ビデオファイルを添付できるようになり,インターネット利用のためにはより広い通信帯域が必要とされた。

まず着目されたのがケーブルテレビ (CATV) 用の配線であり,また,電話線に高周波信号を重畳させた ADSL であった。光ファイバーを用いる情報通信技術は存在したが,

光ファイバー敷設に費用と時間がかかるため,既存の媒体を活用した情報通信方式が着眼されたのである。ADSLが初めて利用されたのは平成11年(1999年)11月であり,その後ADSLによるブロードバンド接続は急速に普及した。



注:電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた数値を集計(平成16年3月末分以前は事業者から任意で報告を受けた数値を集計。)。

(図1.ブロードバンドサービスの契約数等(平成20年6月末),総務省 報道資料 http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080917_2.html より)

しかし ADSL は、電話局からの距離が長くなるにつれて通信速度が急激に遅くなるという欠点があり、光ファイバーの敷設がなかなか進まずにその通信料金も非常に高額であったため、既存のインフラである電力線に短波帯 (2 30 MHz) の高周波を重畳する電力線ロードバンド通信が注目された。平成 12 年 (2000 年) 頃はまだ ADSL が普及し始めた時期であり、PLC にもビジネスチャンスがあるのではないかとの期待があった。

(3) 経済界からの行政への要望

2000年ころ、短波帯電力線搬送通信によりブロードバンド通信が可能であることが,欧州で実験的に示された。こういった技術的可能性を踏まえ,社団法人関西経済連合会や社団法人経済団体連合会は 2002年,総務省に対して電波法における電力線搬送通信が利用できる周波数帯を 2MHz 以上に拡大するよう規制緩和要望を提出した。その際関西経済連合会は,

「電力線搬送通信設備は、屋内 LAN 及び電気通信事業におけるラストワンマイル用の媒

体として注目されており、また、諸外国においても開発が進められつつあることから、450kHz を超える周波数帯について、放送その他の無線業務への影響を考慮しながら利用の可能性を検討することとする。妨害波に対する規制レベルについては、電力線が国によってはシールドが施されていたり地中化されていたりするなどの違いがあり、放送その他の無線業務への影響の程度も国によって異なると考えられる。このため、我が国における規格が欧米と同一規格とすることが適当かどうかについて検討が必要である。」との説明を行った。

(4) 2002 年 PLC 研究会とその結論

- ア 平成 13 年 3 月,政府はe-Japan重点計画において,「電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz~30MHを追加)について,放送その他の無線業務への影響について調査を行い,その帯域の利用の可能性について検討し,2002 年度までに結論を得る。」を閣議決定し,平成 14 年(2002 年)4 月から7 月にかけて「電力線搬送通信設備に関する研究会」を開催した(「2002 年PLC研究会」と呼ぶ。座長:杉浦行東北大学教授)。甲109は、この2002 年PLC研究会の報告書(「2002 年PLC研究会報告書」http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020809/honbun.pdf、甲110はその報道資料)である。
- イ この研究会は,既存無線通信との共用の可能性およびその条件を検討することを目的としていた。このため,
 - 実環境実験等における電力線からの漏洩電波の調査
 - 漏洩電界強度の許容値の検討
 - 既存無線局との共用の可能性および共用条件の検討
 - その他,必要な事項

を主要検討事項とした。

- ウーその実環境実験による漏洩電界強度の測定の結果,以下のことが明らかになった。
 - 実験に使用したモデムの種類、場所等によって漏洩電界強度の数値は大きく異なるが、多数のケースで微弱無線局の許容値の数十倍の値を示す結果が得られた。
 - 電力線の特性が各実証実験の場所で大きく異なることから、現在得られているデータでは、モデムを接続した際の漏洩電界強度を予測することは困難であり、電力線搬送通信の周波数共用条件(モデムの許容出力等)を検討するためには統計処理が可能な程度のより詳細な電力線の特性のデータが必要であることが明らかになった。(2002年PLC研究会報告書14ページ)

•

- エ 2002 年 PLC 研究会報告書の別添資料 3 「実環境実測結果報告書」(甲111) (http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020809/bs_03.pdf) には,電波暗室や実環境の建物にPLC機器を設置して実施した漏洩電波などの測定の結果,
 - 低い周波数では電力線の平衡度と漏洩電波強度の間に相関が見られるが,高い周波数では漏洩電波強度が強くなる場合でも平衡度には漏洩電波強度ほどの変化が見られない(同報告書 23 ページ)。
 - 23MHz~25MHz で平衡度が上がるにつれて漏洩電界は小さくなっていた。しかし、25MHz 以上では平衡度は下がっているが、漏洩電界はそれほど大きくはなっていなかった(同報告書47ページ)。
 - 5MHz~10MHz で平衡度が下がるにつれて漏洩電界は大きくなっていた。漏洩電界が最大となった 14MHz 付近の平衡度は 10MHz 付近と同様に低い値であった。 それ以外では相関はあまりみられなかった(同報告書 55 ページ)。
 - 短波放送の受信については(同報告書68ページ),
 - ▶ 線路から 3 m 離隔した地点においては、ITU-R 勧告に定める短波放送の最小電界強度(40 dB µ V/m)の A3E 波は受信不能となる。カップラの損失(16 dB)を見込むと、線路から 10 m 離れた地点においても希望受信波が受信不能となることが推定できる。
 - → 弱電界(20 dB μ V/m 以下)の連続搬送波信号は復調が非常に困難となり、移動業務の受信に支障を与える。
 - ➤ 数百 m 離れた地点においてモデムの漏洩電波が受信できており,架空配電線からの放射界(遠方界)は、配電線近傍の地上 1 m 程度の場所で計測した近傍界よりもはるかに大きく、FCC Part 15 でさえも満たさない。このことは、配電線がその平衡度(不平衡減衰量、LCL)で表される以上に空中線としての放射効率が良好であることを示している。
 - ▶ 上記より、放送受信を含む無線通信業務への影響は、周波数を共用する 限り避けられない。
 - ➤ 架空配電線に折返し部分がある場合、この部分からの漏洩電波の放射は 線路の折返しに伴う電流のキャンセレーションにより少なくなることが 推定できる。

といった注目するべき結論が得られている。

オ その結果、2002年 PLC 研究会は,

● 現在開発されているモデム及び現在の電力線の状況では、電力線搬送通信設備が航空管制や短波放送等の無線通信に対する有害な混信源となり得ることから、使用周波数帯を拡大することは困難である。しかし、今後モデムや電力線等において漏洩電界強度を大幅に低減する技術の開発が期待されること

から、研究開発等を継続することが必要である。

- モデムの研究開発の促進、国際基準策定に必要なデータ取得等のため、実証 実験を今後も実施する必要があり、そのための制度整備(研究開発目的の設 備の許可制度)が必要である。
- 実証実験では、既存の短波放送等の無線通信、電波観測等に影響を与えないことが必要であり、個別許可とすべきである。また、実験の実施に当たっては、付近の住民等と十分な調整を図り、既存の通信への影響がでた場合には、実証実験側で適切に対応すること等を条件とすべきである。
- 今後、CISPR 等で行われている国際基準の検討に情報通信審議会情報通信技術 分科会 CISPR 委員会等を通じて積極的に貢献し、我が国の状況を反映した国 際基準の策定を目指すべきである。(2002 年 PLC 研究会報告書 14 ページ)

との提言をまとめて終了した。

カ 一方, PLC モデムメーカーより研究開発を継続するための実験制度を導入してほしいとの要望を踏まえ,総務省は高速電力線搬送通信設備に関する実験制度を平成 16 年(2004年)1月に導入した(甲112

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040121_1.html)。

- (5) 高速電力線通信推進協議会 (PLC-J) 結成と政治への働きかけ
- ア その後,電力線搬送通信機器関連会社や電力会社などを中心に,平成 15 年(2003年)に,PLCの高速化の早期実現及び普及啓発活動に寄与していこうとする団体として,高速電力線通信推進協議会(甲113の1、PLC-J, http://www.plc-j.org/)が結成された(その会員名簿として甲113の2
- \ http://www.plc-j.org/about_plc5.htm) .
- イ PLC-J は規制緩和実現のために政治へも働きかけた。

その様子は、平井卓也代議士のブログにも記載されている。

甲 1 1 4 平成 18 年 1 月 19 日 http://www.hirataku.com/blog/jump.asp?aid=108209

甲 1 1 5 平成 18 年 7 月 13 日http://www.hirataku.com/blog/jump.asp?aid=029963

そして, PLC-J の要望に呼応する形で, 自民党 e-Japan 重点計画特命委員会は,

平成 16 年 6 月 8 日「世界最先端の IT 国家実現のための申し入れ」

平成 17 年 6 月 10 日「世界最先端の IT 国家実現のための申し入れ」

(甲116http://www.hirataku.com/policy/pdf/e-mousiire2005.1.pdf)

を行った。

また,同党 u-Japan 特命委員会は、

平成 17 年 12 月 6 日「新たな IT 戦略構築に向けての提言」

(甲117、http://www.hirataku.com/policy/pdf/1207u-japan.pdf) を行って短波帯 PLC の導入を政府に要請した。

平井代議士は,「特命委員会の申し入れなどを通じて政治面から圧力をかけた」と述べている(甲118、http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20050824/220098/)。

(6) 2005 年 PLC 研究会とその経緯

こういった政治的圧力のもと 総務省は平成17年 (2005年)1月から同年12月まで,総合通信基盤局長の研究会として,高速電力線搬送通信と無線利用との共存可能性・共存条件等について検討を行うために「高速電力線搬送通信に関する研究会」(「2005年PLC研究会」)を実施した。

(甲119、http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050125_2.html)

2005 年 PLC 研究会の座長は,2002 年 PLC 研究会と同じ,杉浦 行 東北大学教授である(甲120、2005 年 PLC 研究会第1回議事録

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kosoku_denryokusen/pd f/050131 2 1.pdf。)

平成 17 年には ADSL のみならず光ファイバーによるインターネット接続サービスも普及し, PLC はインターネット接続サービスではなく,建物内のネットワーク(ホームネットワーク)の一選択肢としての検討であった。

以下に述べる経緯は,日経BP社による 2005 年研究会取材記事からの抜粋である(甲121、http://itpro.nikkeibp.co.jp/99/plc06/index.html)。

2005 年 PLC 研究会の当初は,2002 年 PLC 研究会と同様に,共存条件として漏洩電波の電界強度の数値がいくつか提案されていた。しかし,規制緩和を要望する委員と無線通信への妨害を防止する立場の委員との間には非常に大きな意見の隔たりがあった。

ところが,座長の杉浦氏は,

2005年3月18日の第3回会合では「パソコンの電源ポートから通信路へ伝わる伝導妨害波の許容値を参考にする」

同年 5 月 23 日の第 5 回会合では「私自身は電力線通信の規制を緩和しようと思っているわけではないが,許容値を(必要以上に)厳しくする理由も見当たらない。実績のある許容値を採用するのが安全なのではないか。」

同年8月18日の第7回会合では「コンピュータの電源ケーブルから漏えいする雑音 レベルをたたき台に値を検討する。推進派と反対派の折り合いがつかないのなら,国際 規格 (CISPR22) を規制値に据える以外にない。」という発言をした。

この方針案に対し、「余りに乱暴ではないか」という声も構成員からは飛び出したが、「乱暴なのは承知している。だがコンピュータからの雑音レベルなら誰も文句は出ないはず」と杉浦氏は応じた。

それ以降は,CISPR22 規格値に整合する PLC 技術基準を策定するために,中立の立場をとる CISPR 委員の雨宮不二雄氏,電気通信大学の上芳夫教授,CISPR 委員の山中幸雄氏の3名と座長で構成する作業班が報告書案を作成していった。

報告書素案はまず同年9月26日の第9回会合で提示された。素案は,電力線通信用モデムの許容値は,漏えい電磁波の原因となる「コモンモード電流」値を,「CISPR」で規定するパソコンの通信ポートの値と等価にするものであった。作業班では,環境雑音のレベルを基準に,建物による遮へい効果や電力線通信モデムと無線局の距離などを仮定して,コモンモード電流値を計算した。その結果の許容値が,通信ポートの規制値とほぼ一致する結果になったとされた。コモンモード電流の大きさは,モデム自身の性能に依存する部分と,家庭内の電力線の状況に依存する部分の合算で決まる。後者は家庭内の電力線の品質によって変わり,その度合いは電力線の配線状況などで決まる「平衡度」によって大きく変化する。電力線の配線の状態などは家屋などによりさまざまなため,平衡度のばらつきも大きい。想定する平衡度の値によって,モデムが満たすべきコモンモード電流値も変わってくる。報告書素案では99%の家庭が満たす平衡度の値を基準にする案が出された。この時点で,測定対象のコモンモード電流は,電力線上に存在するコモンモード電流値ではなく,電力線を「模擬」するとされるインピーダンス安定化網に接続されたPLC機器が発生させるコモンモード電流にすり替わっていた。

杉浦氏は,「1%の家庭では電力線通信から出る漏えい電磁波が自然雑音レベル以上になるかもしれないが,99%の家庭では漏えい電磁波は自然雑音以下に収まる。」と説明した。

同年 10 月 4 日の会合でも議論は紛糾し,推進派は,コモンモード電流値には同意するものの平衡度 99%は厳しすぎると主張。一方,反対派は平衡度の値には賛同するが,コモンモード電流値には同意できないと反論した。また反対派の中でも電波天文を担う国立天文台は,いずれにせよ容認できないとした。2 時間半を超える議論の末,議論は事実上打ち切りとなった。そして杉浦氏は報告書素案の許容値を報告書案としてパブリック・コメントにかけることを決定した。

このパブリック・コメントには総計 1331 件もの意見が寄せられた(甲122、2005年 PLC 研究会第 11 回資料 11-3「「高速電力線搬送通信と無線利用との共存条件について(案)」に対して提出された意見の概要及びそれに対する研究会の見解(案)」 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kosoku_denryokusen/pdf/051212_2_3.pdf)。

そのうち,提案された許容値案に賛成と見られる意見が約2割で,残りの8割は反対と見られる意見であった。

しかし杉浦氏は報告書素案を本質的には変更することなく情報通信審議会情報技術 分科会に報告することを提案した。

これに対し,日本アマチュア無線連盟,日経ラジオ社,国立天文台からの委員は明確に反対した(甲123、2005年PLC研究会第12回議事録

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kosoku_denryokusen/pdf/051222_2_1_1.pdf)。

この報告書のとりまとめにあたって、2005 年 PLC 研究会においては ,策定された技術 基準を満たす PLC 機器を使用した時に発生する漏洩電波強度の測定は一切行われていない。

(7) 第38回情報通信審議会への報告

紆余曲折の後 3者の反対を押し切って採択した2005年PLC研究会報告書案は 本来, 情報通信審議会情報技術分科会に報告するべき性格のものである。

ところが国は,平成 18 年 (2006 年) 1月 23 日の第 38 回情報通信審議会情報通信技術分科会で,「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」について【昭和 63 年 09 月 26 日電気通信技術審議会諮問第 3号・審議開始】という議題内において 2005 年 PLC 研究会の結果概要を説明したのみであり,議論が紛糾して被害を受ける可能性のある関係者が反対したことには一切触れなかった

(甲124情報通信審議会情報通信技術分科会(第38回)議事録

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/060123_ 2.html

甲125同配布資料

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/pdf/060
123_3_s3.pdf)

(8) CISPR 委員会の経緯

その後の CISPR 委員会(主任:杉浦 行・東北大学教授)では,PLC 機器の出荷認定 試験時の測定法,コモンモード電流規制値,短波帯以外の周波数帯域で放射される不要 放射の規制値案がまとめられた。これらはいずれも CISPR22 規格の数値を準用したもの である。

ところが, 平成 18 年 (2006 年) 4 月 18 日の CISPR 委員会で行われた意見聴取において大阪大学の北川教授が,「2005 年 PLC 研究会で検討した規制値(コモンモード電流値)

は田園地域と商業地域だけを対象にしており、住宅地域に関しては検討がなされていない。木造家屋が多い住宅環境が最も厳しい状況に陥る。最悪の場合で50%の住宅に影響が出る計算。これは研究会の考え方と趣旨を異にする。」という指摘をした。

その後,2005年 PLC 研究会の許容値を「満たすとされる」PLC 機器を使用し,CISPR 委員会により3カ所(日立,北本,横須賀リサーチパーク)で実測が行われた。その結果,漏洩電波は「環境雑音」より高くなることが分かり,15MHz 以上のコモンモード電流規制値を提案値よりさらに10dB下方修正する提案が行われた。

しかし,「実証実験を行ったのは昼間。昼間と深夜では環境雑音に 10dB 近い差がある」(日本アマチュア無線連盟),「航空管制官は環境雑音より 6dB 低いレベルの雑音が発生してもノイズが増えたと感じるとの実験結果が出た」(国土交通省)などと,より低い規制値を求める発言もあった。

そして平成 18 年 6 月 5 日に開催された CISPR 委員会において見直し案を委員会の答申案とすることが確定した。

(9) 第 41 回情報通信審議会への報告

CISPR 委員会からの答申案は ,平成 18 年 6 月 29 日の第 41 回情報通信審議会情報技術 分科会に提出された。杉浦氏による報告の様子は ,同分科会の議事録に詳細に記載され ている (甲 1 2 6

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/060629_
2.html)

報告の中で杉浦氏は、「悪い妨害源となるのは電灯線に流れますコモンモード電流」としつつも、「実際にPLCを各家屋に設置した場合は、いちいち電界強度をはかるのは大変でございますので、<u>まずPLCから出てくる電流を抑える</u>ということで、コモンモード電流は30dB・A以下というような許容値を決めてございます。この値は、皆さん方がお使いの一般の家庭用電気機器すべてに共通した数値でございます。例えば、コンピュータとか、そういうものもすべてこの周波数帯に、今の場合は 2MHzから 30MHz、大体30dB・A以下というのが許容値でございます。」と述べた。

しかし,報告の最後まで,妨害を受ける可能性が高いアマチュア無線,短波放送,電波天文から反対があったことには触れなかった。

情報技術分科会のある委員は,「鉄筋の住宅地というと1カ所、郊外の住宅地1カ所みたいな形で1カ所ずつしか選ばれていないので、必ずしも、それが周囲雑音を代表しているかと言われると、実験のやり方とすると、ちょっと違うかなという感じがします。」と実測データの不足を指摘したが,審議の結果,答申案は原案通り承認された。

(10) 電波監理審議会における第 415 回意見聴取の経緯

引き続いて国は,上記答申案に基づき,関連する無線設備規則第59条と第60条(これらは個別許可に関する規定)の改定案を作成し,これに対する電波監理審議会意見聴取を平成18年(2006年)8月23日に行った。利害関係者からの意見は7件提出され,2件の賛成意見,5件の反対意見が述べられた(甲127意見書(第415回意見の聴取http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/060823_2.pdf)。

その際,反対意見陳述者からは,以下の意見が示された。

- 「漏えい電界を抑えるためにモデムのところのコモンモード電流で規制することは、科学的に全く間違っている。」
- 「コモンモード電流をモデムのところで規制しても、漏えい電界の強度に対して何の制限にもならない。」
- 「コモンモード電流を発生しているのは分岐であり配線である。」
- 「コンセントのところではかった LCL は意味がない。」
- 「コモンモード電流ではなく、漏えい電界の強度で規制すべきである。」
- 「電界強度で規制するというのがおそらく正当であるが、電流で規制する場合には コモンモード電流ではなくディファレンシャルモード電流を規制しなければいけ ない。」
- 「コモンモード電流が存在しない場合でも、電力線が効率の良いアンテナとして働く場合がある。」

これに対し総務省は,

- 「コモンモード電流値で規制する考え方は、2MHz~30MHz における漏えい電波の波源の広がり及び測定の容易さ、漏えい電波の電界強度とコモンモード電流値には対応関係があり適切に規定されたものであればどちらの値で規定しても問題はないことから、適当と考えられる。なお、屋内の電力線の電気的特性については、LCLにより考慮されている。」
- 「研究会において、電力線が効率よいアンテナとして働く可能性を示唆する資料も 提示されたが、それも踏まえてコモンモード電流で規定する報告がまとめられた。」

その後、質疑応答が行われたが、議論は平行線で、意見を述べた利害関係者の納得を得るに至らなかった。

これらの強い反対意見を踏まえ,平成18年9月13日に開催された第909回電波監理審議会は,省令案については適当であるとした上で、総務省において配意すべき事項として以下の3点を付して答申した。

高速電力線搬送通信設備の設置の許可に当たって、当該申請に係る周波数の使用が

他の通信に妨害を与えないと認めるために必要な場合は、資料の提出もしくは説明 を求め、または実地の調査を行うなどして、慎重に審査すること。

許可を受ける者に対し、無線設備規則第 64 条の 2 に基づく措置を講じる義務があることを周知するとともに、万一混信等が生じた場合に迅速に対応できるよう、総務省としても体制の整備に努めること。

情報通信審議会の答申にもあるとおり、許可した設備と他の無線利用との共存状況を把握し、必要と考えられる場合には、2MHz から 30MHz までの周波数を使用する電力線搬送通信設備の技術基準を見直すこと。また、高速電力線搬送通信設備の漏えい電波に関して、無線通信規則や CISPR 規格が策定された場合には、必要に応じて本技術基準を見直すこと。

これと並行して,型式指定のための無線設備規則の一部を改正する省令案等に関する 意見公募も平成18年7月13日に実施された。

(甲128http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060712_7.html)

この意見公募には,44件の意見が提出され,非常に多くの反対意見が提出されたが, 国は原案を修正することなく,省令改訂の官報告示を平成18年10月4日付けで行った。 (甲129http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060913_9.html)

(11) 小括

以上のとおり、2002 年の時点では「現在開発されているモデム及び現在の電力線の状況では、電力線搬送通信設備が航空管制や短波放送等の無線通信に対する有害な混信源となり得ることから、使用周波数帯を拡大することは困難」であるとして本件 PLC は導入が見送られた。

ところが、わずか4年後には、2002年の時点で指摘されていた課題の本質的な解決をはからないままに、強引とも言えるやり方で本件PLCが解禁されたのである。

末尾の図は、本件PLCの技術基準について、その主要構成要素ごとに、それが誤りである理由を図示したものである。

この図からも明らかなように、本件のPLC技術基準は、矛盾に満ちた「ザル基準」であるというべきである。

